

情 個 審 第 2 4 号  
令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会  
委員長 亀田 哲也

行政文書部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和4年11月1日付け河諮問第2号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

#### 記

「特定の地区の河川法違反の事案に係る土砂等の撤去命令に際して河川区域の指定時点と「現時点」との標高差を定量的に算定した内容が分かる行政文書」部分開示決定に係る審査請求事案

(情報公開諮問第204号)

(情報公開答申第177号)

## 第1 審査会の結論

実施機関が令和4年6月3日付け宮土木指令第64号により行った部分開示決定については、実施機関が下記第2の2(2)の行政文書を特定したことは妥当ではないが、そのことをもって取り消されるべきではなく、下記第5の2において開示すべきとした部分は、開示されるべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

令和4年4月21日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「「〇〇地区の地盤高を算定した資料」の開示請求

不法に堆積された碎石・土砂の撤去が令和〇年〇月から〇月にかけて実施された。県は撤去指示に際して河川区域指定時期と現時点での標高差をどういう手法によって算定したのか、定量的な算定内容がわかる文書の開示を求める。」

また、本件開示請求に係る行政文書開示請求書の備考欄には、次のとおりの記載があった。

「撤去結果から判断すると、常陸大宮土木事務所は47年前の地盤高は現時点の地盤高と同じと判断したということになる。

我々が河川区域指定の県報付属図面と国土地理院システムで算定した資料は3月7日に事務所に提出しているが、北部区域では約5mの厚さに碎石・土砂が堆積されていると証明された。このような異常な差異は何が原因かを評価する必要がある、県の算定した内容が理解できる文書の開示を求める。」

### 2 実施機関の決定及び通知

- (1) 実施機関は、本件開示請求に係る開示決定等の期間を40日間に延長する旨の決定を行い、令和4年5月10日付け宮土木第128号により、審査請求人に通知した。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、「令和〇年〇月〇日付け報告・連絡書」（以下「本件報告・連絡書」という。）を特定した上で、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年6月3日付け宮土木指令第64号により、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和4年6月14日、審査請求人は、本件処分の取消し及び本件開示請求に係る行政文書の開示を求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求に係る行政文書を開示するとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書における主張

ア 実施機関が開示した行政文書には、実施機関の土木部河川課（以下「土木部河川課」という。）との打合せの内容が記載されているが、本件開示請求に係る内容は記載されていない。

イ 本件処分がなされる前に、実施機関から、本件開示請求に係る行政文書は、打合せ結果でよいかと打診を受けた際、審査請求人は、本件開示請求に係る行政文書は、そのようなものではなく、合理的な方法で算定された内容を開示請求する旨を伝えたが、実施機関は、全く理解していない。

ウ 撤去作業を現場で指導する実施機関の常陸大宮土木事務所（以下「常陸大宮土木事務所」という。）に対して、河川区域指定時期（昭和49年3月30日）と現在の地盤高の差をどのように算定したのかを尋ねてきたが、回答はなかった。

エ 我々の算定結果によれば、北部地区で6メートル程、元の地盤が砕石・岩石で盛土されている。常陸大宮土木事務所は、現在の地盤は河川区域指定時期から存在したと決定したことになる。我々は、その技術的な算定資料の開示請求をしたのであり、それが業者の利益を害することや行政指導の方法を公にすることは全く関連がなく、開示できない言い訳をする必要はない。

オ 部分開示決定がなされた行政文書には、「場内道路と同じ高さまでの掘削を求めたほうが良いのではないか」という発言が記載されているが、撤去の規模は、これほど安易に決定できる事項ではなく、事前に相当の調査と算定作業があったと考える。この時点で、実施機関の総務部総務課法制担当から指摘された「土砂撤去の高さ」を決定したようだが、その根拠となる合理的な算定内容を知ることが必要なのである。我々が算定したのは、実施機関が河川区域指定の告示の際に添付した図面の標高値と、国土地理院の断面図システムで出した最新の標高値の差分である。

実施機関が決定した土砂撤去の高さとの標高差が6メートルほどもあるのは異常なことで、どちらかが大きな過ちを犯したか、又は意図的な操作をしているものと、誰もが考えて当然のことである。

カ ○○内の土砂堆積は、昭和49年3月以来続く○○工程の産出物で、撤去作業終了後も続いている。堆積物の90パーセントを減免して撤去作業は終了したが、その根拠となる合理的な算定手法を開示しなければ、今回の監督処分は便宜供与でしかない。

(2) 反論書における主張

ア 弁明書の5(1)ウ(下記第4の2(1)イ)によれば、定量的な算定資料は存在しないということである。そうであれば、通常の行政機関であればこんな不手際はありえないが、意図的な不作為となり、業者への便宜供与となる。行政としては、新たに正しい撤去処分をさせることでしか、職務を全うできないのではないか。

イ 弁明書の5(2)ア(下記第4の2(2)ア)に、業者の名称を公にすることは違法なことであるかのような記載があるが、新聞報道では、事件の容疑者となった時点で顔写真を含む全ての個人情報が開示されている。今回の事案は、河川法(昭和39年法律第167号)に基づく監督処分が確定した違法行為実施者ではないか。それをこれほどまでかばう姿は、一般人の認識と大いにずれている。

ウ 弁明書の5(2)(下記第4の2(2))全般が個人情報に関する規制らしいが、そんなことは請求事項ではないので、言い訳は無用である。

エ 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書は存在しないと弁明しているが、法令に基づく撤去処分の際して、「土砂撤去の高さ」を合理的に調査しないはずがない。このような基本を間違えるような部署が存在することはありえない。不法に埋設された土砂類を撤去させる処分の際して、河川区域指定時の図面と現在の状態を比較し、現場の埋設物の量を評価しないわけがない。

したがって、土木部河川課が必要な調査を実施した結果、余りの撤去すべき土砂の量に驚き、本件開示請求に係る行政文書は存在しないことにしたものと考えるのが、妥当な評価であり、常識ではないか。

通常の行政機関であるならば、本件開示請求に係る行政文書は存在するので、あくまでも当該行政文書の開示を求める。

オ 我々が計測した「土砂撤去の高さ」は、概略6メートルから2メートルまでである。その手法は、実施機関が河川区域指定の県報告示を行った際の図面と、国土地理院のシステムから確認できる現在の標高を比較したものであり、どちらも信頼性があるものと考えている。土木部河川課は、これ以上の手法を使って、合理的な調査をしたはずである。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件審査請求の理由に対する認否

(1) 常陸大宮土木事務所から審査請求人に対して事前に開示する行政文書に

ついて確認したことは、認める。その際の審査請求人からの返答は、次のとおりであった。

「見ないとわからない、出せるものがあるなら出したらいいのではないか。私どもで確認したいのは、昭和49年当時と現在の時点で高さに差があると示しており、指導した際に定量的にどういった手法で計測したのかを知りたいと考えている。開示された資料で納得できるかできないかは分からないが、納得できなければ別の手段をとっていく。」

(2) 審査請求人の「事務所は現在の地盤は河川区域指定時期から存在したと決定したことになる」という主張は、否認する。

(3) 審査請求人の「業者の利益を害することや行政指導の方法を公にすることとは全く関連がなく」という主張は、否認する。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 文書の特定の妥当性について

ア 本件開示請求を受けて、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書について、撤去指示に際して盛土撤去の基準となる高さを決定した根拠となる文書であると解した。常陸大宮土木事務所と河川課との間で行われた協議の中で、盛土撤去の基準となる高さの内容について触れられていたことから、本件報告・連絡書を、本件開示請求の対象行政文書として特定した。

イ 審査請求人が開示を求めている行政文書の有無について、審査請求人は、実施機関が撤去指示に際して河川区域指定時期と現時点での標高差について定量的に算定したことが分かる行政文書の開示を請求しているが、そのような行政文書は、存在しない。

本件報告・連絡書は、撤去処分の際に、盛土撤去の基準となる高さについて、常陸大宮土木事務所と河川課の間で行われた協議内容が記載された行政文書である。

### (2) 不開示とした判断の妥当性について

#### ア 事業者名（条例第7条第3号ア該当）

監督処分を受けた法人等又は事業を営む個人の名称であり、公にすることにより、当該法人等の経済活動上の不利益や取引上の地位、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第3号アに該当し、同号ただし書に該当しないため、適当である。

なお、これまでに、知事記者会見や本件に関する他の行政文書の開示請求において、商号や法人名など、監督処分を受けたものが特定される情報は、公表していない。

イ 「4 結果」欄 県から事業者への指導内容（条例第7条第6号該当）  
本件河川法違反事案に係る県の行政指導事務に係る情報であって、こ

れを公にすると、行政指導に係る事務の手順や判断の際に重視する点が公になることにより、今後、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するため、適当である。

ウ 「5 打合内容」欄 団体名（条例第7条第3号ア該当）

法人その他団体の名称や活動の内容に関する情報であって、公にすることにより、当該法人その他団体の自由な活動や活動上の不利益を被るおそれがあるものであって、条例第7条第3号アに該当し、同号ただし書に該当しないため、適当である。

エ 「5 打合内容」欄 県の対応状況（条例第7条第6号該当）

本件河川法違反事案に係る県の行政指導事務について、これを公にすると、行政指導に係る事務の手順や判断の際に重視する点が公になることにより、今後、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するため、適当である。

オ 「5 打合内容」欄 事業者の対応（条例第7条第3号ア該当）

監督処分を受けた法人等又は事業を営む個人の監督処分に係る対応内容であり、当該法人等又は事業を営む個人の事業に基づく情報であるため、公にすることにより、当該法人等の経済活動上の不利益や取引上の地位、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第3号アに該当し、同号ただし書に該当しないため、適当である。

カ 「5 打合内容」欄 県の標準工期に関する内容（条例第7条第6号該当）

本件河川法違反事案に係る県の行政指導事務について、これを公にすると、行政指導に係る事務の手順や判断の際に重視する点が公になることにより、今後、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当するため、適当である。

(3) 結論

以上のことから、本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件開示請求に係る行政文書の特定について

- (1) 本件開示請求に係る行政文書の特定について、審査請求人は、上記第3の2(1)ア及びイのとおり、本件処分の前に、実施機関から、本件開示請求に係る行政文書は打合せ結果であると解して良いかと打診を受けた際に、本件開示請求に係る行政文書は、打合せ結果ではなく、合理的な方法

で算定された内容である旨を伝えたが、本件報告・連絡書には、審査請求人が開示請求をした内容は記載されていない旨主張している。

- (2) また、実施機関は、上記第4の1(1)のとおり、本件処分の前に、実施機関が特定した文書が開示請求の趣旨に沿った文書であるかどうかを確認した際に、審査請求人から、「私どもで確認したいのは、昭和49年当時と現在の時点で高さに差があると示しており、指導した際に定量的にどのような手法で計測したのかを知りたいと考えている。」との回答を受けた上で、同2(1)アのとおり、本件開示請求に係る行政文書は、撤去指示に際して盛土撤去の基準となる高さを決定した根拠となる文書であると解し、本件報告・連絡書を特定した旨主張している。
- (3) 上記第2の1の本件開示請求の趣旨及び上記(1)の審査請求人の主張に係る事実と、上記(2)の実施機関の主張に係る事実を踏まえると、本件開示請求に係る行政文書は、実施機関が、特定の地区の河川法違反の事案に係る土砂等の撤去命令に際して、河川区域の指定の時点と「現時点」との標高差を定量的に算定した内容が分かる行政文書（以下「本件行政文書」という。）であると判断するのが相当である。
- (4) そこで、当審査会において、本件報告・連絡書について、その内容を見分したところ、実施機関が、本件開示請求に係る河川法違反事案（以下「本件河川法違反事案」という。）について、土砂等の撤去を命じる範囲や撤去の期限について決定するために、実施機関の内部で行われた協議の結果が記載されていることは認められたものの、本件報告・連絡書においては、河川区域の指定の時点と「現時点」との標高差を定量的に算定した内容であると解される記載は認められなかった。
- (5) したがって、実施機関が、本件開示請求に係る行政文書として、本件報告・連絡書を特定したことは、妥当ではない。
- (6) 一方、実施機関は、上記第4の2(1)イのとおり、弁明書において、本件行政文書を保有していない旨主張しているのに対し、審査請求人は、上記第3の2(2)エのとおり、反論書において、本件開示請求に係る行政文書は存在する旨主張している。
- (7) そこで、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、本件行政文書を保有していないとの主張の理由を確認させたところ、実施機関から、本件河川法違反事案に係る撤去の範囲及び期限を決定するに当たっては、河川区域の指定時点と「現時点」との標高差を定量的に算定していないため、本件行政文書は保有していない旨の回答があった。
- (8) 上記(6)及び(7)を踏まえて検討するに、上記(6)の審査請求人の主張からは、実施機関が本件行政文書を作成し、保有していると認めることはできず、上記(7)の実施機関の回答を覆すに足りる事情は認められない。
- (9) そして、本件において、上記(5)を理由として、本件処分を取り消し

たとしても、実施機関が本件行政文書を保有していないことは上記（６）ないし（８）のとおりであるから、実施機関は、改めて、本件行政文書を保有していないとして、不開示決定を行うことが想定される。

そうすると、本件審査請求を契機として、審査請求人の不利益に本件処分が変更される結果となり、行政不服審査法第４８条の趣旨に鑑み、妥当ではない。

- （１０）よって、当審査会としては、実施機関が本件行政文書として本件報告・連絡書を特定したことは妥当ではなく、実施機関は、本件行政文書が存在する旨を明示した不開示決定を行うべきであったが、上記（９）の理由により、本件処分は取り消されるべきではないと判断せざるを得ない。

## ２ 本件報告・連絡書の不開示情報該当性について

上記１（５）のとおり、当審査会としては、実施機関が、本件開示請求に係る行政文書として本件報告・連絡書を特定したことは妥当ではないと判断するが、審査請求人が、上記第３の２（２）イのとおり、本件報告・連絡書における監督処分を受けた事業者名を開示すべき旨のものと解される主張をしていることから、以下においては、本件処分に係る行政文書部分開示決定通知書の別紙の表の「開示することができない部分の概要」欄に記載された不開示部分の不開示情報該当性について、実施機関が不開示の根拠とした条例の条項ごとに、順次判断することとする。

### （１）条例第７条第３号ア該当性について

#### ア 「①事業者名」について

（ア）条例第７条第３号においては、法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下同じ。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、同号ア及びイに掲げるものが、不開示情報とされており、同号アにおいては、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが掲げられている。

（イ）「①事業者名」の部分には、本件河川法違反事案において監督処分を受けた特定の事業者（以下「本件事業者」という。）の名称が記載されていることが認められる。

当該部分について、実施機関は、上記第４の２（２）アのとおり、監督処分の名宛人が特定される情報は公表していない旨主張している。

また、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、河川法において監督処分の名宛人の公表を義務付ける規定の有無を確認させたところ、実施機関から、同法には、そのような規定はない旨の回答があり、実際に同法を見分しても、そのような規定は見当たらなかった。



また、事業者名を公にすることにより、本件事業者の名称が明らかとなると、事業者が監督処分を受けたことが明らかとなれば、当該事業者の信用や競争力が低下するなど、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、事業者名は、同号アに該当すると認められる。

(ウ) また、同号ただし書については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、同号の不開示情報から除くとされているところ、同号ただし書該当性については、現実には被害が発生している場合に限られず、将来これらの法益が侵害されるおそれがある場合も含まれ、開示することにより保護される利益と、不開示とすることにより保護される利益とを比較衡量して、判断すべきものと解されている。

しかし、本件においては、事業者名を開示することにより保護される利益が、不開示とすることにより保護される利益を上回ると判断すべき特段の事情は認められないため、事業者名は、同号ただし書には該当しないと認められる。

イ 「③「5 打合内容」欄 団体名」について

(ア) 「③「5 打合内容」欄 団体名」の部分には、特定の団体（以下「本件団体」という。）の名称が記載されていることが認められ、当該部分を開示した場合、本件処分により既に開示されている部分と照合することにより、本件団体が、実施機関に対して、本件河川法違反事案について、何らかの主張を行っていることが明らかになると認められる。

(イ) また、実施機関は、上記第4の2（2）ウのとおり、「団体名」について、これを公にすることにより、本件団体の自由な活動が阻害され、又は本件団体の活動上の不利益を招くおそれがあるため、団体名は、条例第7条第3号アに該当する旨主張している。

(ウ) しかし、本件団体の名称をインターネット上で検索すると、本件団体が、自ら運営するホームページにおいて、本件河川法違反事案における本件団体の主張や実施機関の対応等について、広く一般に発信していることが認められる。

そのことを踏まえると、「団体名」を公にすることにより、本件団体の自由な活動が阻害され、又は本件団体の活動上の不利益を招くおそれがあるとは認められず、もって本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、「団体名」は、同号アに該当するとは認められないため、開示すべきである。

ウ 「⑤「5 打合内容」欄 事業者の対応」について

- (ア) 「⑤「5 打合内容」欄 事業者の対応」について、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、「事業者の対応」として不開示とした部分を確認させたところ、実施機関から、当該部分は、本件監督処分に係る本件事業者の対応に関する情報（以下「本件事業者対応情報」という。）が記載された部分であり、「5 打合内容」欄の17行目の11文字目及び12文字目、20行目の14文字目及び15文字目、28行目の21文字目ないし24文字目並びに同行の28文字目ないし29行目の5文字目の各部分であるとの回答があった。
- (イ) また、実施機関は、上記第4の2(2)オのとおり、「事業者の対応」については、これを公にすることにより、当該法人等の経済活動上の不利益や取引上の地位、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当すると主張している。  
そこで、以下においては、当該各部分ごとに、同号ア該当性について判断することとする。
- (ウ) まず、「5 打合内容」欄の17行目の11文字目及び12文字目並びに20行目の14文字目及び15文字目の部分については、本件処分により既に同様の文言が複数開示されているほか、当該部分を公にすることにより、上記(イ)のおそれが生じると判断すべき特段の事情も認められない。  
よって、当該部分は、同号アに該当するとは認められないため、開示すべきである。
- (エ) 次に、同欄の28行目の21文字目ないし24文字目の部分については、本件処分により既に開示されている部分から、本件事業者が、実施機関から、土砂の撤去・搬出を命じられたことは明らかである。  
また、当該不開示部分に記載されている情報は、本件のような河川法違反事案があった際の対応として、一般的に想定される内容であるものと解される。  
これらのほか、上記アのとおり本件事業者の名称が不開示情報に該当することを踏まえると、当該部分を公にしても、本件事業者の経済活動上の不利益や取引上の地位、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。  
よって、当該部分は、同号アに該当するとは認められないため、開示すべきである。
- (オ) 次に、同欄の28行目の28文字目ないし29行目の5文字目の部分のうち、28行目の30文字目ないし29行目の5文字目の部分については、上記(エ)の部分と同義の文言であるため、上記(エ)の部分と同様の理由により、同号アに該当するとは認められないため、開示すべきである。

なお、同欄の28行目の28文字目及び29文字目の部分については、下記(2)アの「②「4 結果」欄 県から事業者への指導内容」に該当し得ると解されるため、当該部分については、下記(2)アにおいて検討することとする。

(2) 条例第7条第6号該当性について

ア 「②「4 結果」欄 県から事業者への指導内容」について

(ア) 条例第7条第6号においては、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号アないしオに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが、不開示情報とされている。

なお、同号アないしオについては、公にすることにより当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが容易に想定される事務事業と、当該事務事業ごとの典型的な支障が例示されているものと解されており、同号アないしオに掲げる事務事業以外の事務事業であっても、その性質上、公にすることにより当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号により不開示情報となり、また、同号アないしオに掲げる事務事業についても、それぞれに掲げる支障以外の支障を及ぼすおそれがある場合には、同号により不開示情報となるものと解されている。

(イ) まず、「②「4 結果」欄 県から事業者への指導内容」には、実施機関が、本件報告・連絡書に係る会議の場において決定した土砂の撤去の範囲及び期限（以下「本件指導情報」という。）が記載されていることが認められる。

なお、「4 結果」欄の1行目には、「監督処分を出す際の土量撤去の高さ、撤去期限を検討した。」と、当該部分が監督処分に係る情報である旨記載されている。

(ウ) また、実施機関は、上記第4の2(2)イのとおり、「県から事業者への指導内容」について、本件河川法違反事案における県の行政指導に係る事務の手順や判断の際に重視する点が公になることにより、今後、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

(エ) そこで、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、まず、監督処分に係る情報である旨記載されている本件指導情報が公になることで、実施機関の行政指導に係る情報が公になると判断した理由について確認させたところ、実施機関から、通常、河川法違反事案に係る監督処分を行う前に、まずは行政指導により問題の解決を図ることとしているため、監督処分の内容として予定する土砂の撤去の範囲及び期限を開示すれば、監督処分の前に、実施機関が相手方に行政指導とし

て求める内容等も推測することが可能となることから、本件指導情報は、監督処分のほか、行政指導に係る事務の手順や判断する際に重視する点も公になるものと判断した旨の回答があった。

(オ) また、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、本件指導情報を開示することにより、実施機関の河川管理上の監督処分や行政指導（以下「監督処分等」という。）に係る事務にどのような支障が生じるのかを確認させたところ、実施機関からは、公表していない個別の事案における監督処分等の内容等が明らかになれば、悪質な事業者が県の監督処分等から逃れるための対策を講じた上で河川法違反事案を発生させ、あるいは、河川法違反事案が発生した場合において、当該河川法違反事案を発生させた事業者が、本件河川法違反事案における実施機関の対応を引き合いに出し、同様の内容でなければ応じないなどと主張して実施機関の監督処分等に応じなくなり、速やかな原状の回復が困難になるなど、実施機関における今後の河川管理上の監督処分等に係る事務の適正な遂行に支障が生じる旨の回答があった。

この実施機関の主張を覆すに足りる特段の事情は認められないため、この実施機関の主張は相当と認められ、本件指導情報を全て公にすることにより、実施機関における今後の河川管理上の監督処分等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(カ) そして、本件指導情報のうち、本件河川法違反事案における監督処分等の内容として予定する土砂の撤去（以下「本件撤去」という。）の範囲が明らかとなる「4 結果」欄の2行目の6文字目ないし12文字目並びに本件撤去の期限が明らかとなる同行の28文字目及び29文字目の部分については、上記（オ）で述べた理由により、同号に該当するものと認められる。

しかし、本件指導情報のうち、同欄の2行目の13文字目ないし18文字目、同行の23文字目ないし27文字目及び同行の30文字目ないし36文字目の部分については、これらを開示したとしても、本件撤去の範囲及び期限が明らかとなるとはいえず、同号に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

(キ) また、上記（1）ウ（オ）において、ここで判断することとした「5 打合内容」欄の28行目の28文字目及び29行目についても、本件撤去の期限が推測される情報であるため、同号に該当するものと認められる。

イ 「④「5 打合内容」欄 県の対応状況」について

(ア) 「④「5 打合内容」欄 県の対応状況」について、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、「県の対応状況」として不開示とした部分を確認させたところ、実施機関から、当該部分は、別表の「不

開示部分（「5 打合内容」欄）」欄に掲げる部分であるとの回答があった。

(イ) また、実施機関は、上記第4の2(2)エのとおり、「県の対応状況」について、これを公にすることにより、本件河川法違反事案における県の行政指導に係る事務の手順や判断の際に重視する点が公になることにより、今後、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

(ウ) そこで、当審査会において、同欄に掲げる部分を見分したところ、当該部分には、本件撤去の範囲や期限をどのように定めるかということについての実施機関内部における議論の内容（以下「本件実施機関対応状況」という。）が記載されていることが認められる。

そして、別表の「不開示部分（「5 打合内容」欄）」欄に掲げる部分の同号該当性について、それぞれ検討したところ、同表のうち、「開示相当部分」欄に掲げる部分を除いた部分については、実施機関の河川管理上の監督処分等に係る事務を行うに当たっての考え方、本件撤去の範囲及び期限を決定するための実施機関内部の率直な議論の内容が記載されていると認められ、これらを公にした場合、上記ア(オ)で述べた理由と同様の理由により、実施機関における今後の河川管理上の監督処分等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、当該部分は、同号に該当すると認められる。

なお、当該部分のうち、別表の番号2のうち21文字目ないし24文字目の部分については、本件事業者の名称が記載されているため、上記(1)アのとおり、条例第7条第3号アに該当するものと認められる。

また、別表の「開示相当部分」欄に掲げる部分については、当該部分を開示したとしても、実施機関における河川管理上の監督処分等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、条例第7条第6号に該当せず、開示すべきである。

なお、本件実施機関対応状況は、上記(1)イで開示すべきと判断した「団体名」と照合することにより、本件団体が実施機関に対して主張した内容（以下「本件団体主張内容」という。）についても明らかとなることが認められるが、当審査会において確認したところ、本件団体主張内容は、当該団体が自ら運営するホームページにおいて広く一般に発信されている内容と同様の趣旨であるため、本件実施機関対応状況を公にすることにより、本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

ウ 「⑥「5 打合内容」欄 県の標準工期に関する内容」について

(ア) 「⑥「5 打合内容」欄 県の標準工期に関する内容」について、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、「県の標準工期に関する内容」として不開示とした部分を確認させたところ、実施機関から、当該部分は、実施機関が、本件撤去の期限を定めるに当たり、参考とした同種の事案における標準的な工期が明らかとなる情報（以下「本件標準工期情報」という。）であり、「5 打合内容」欄の24行目の32文字目ないし25行目の37文字目、26行目の32文字目ないし27行目の15文字目並びに32行目の21文字目ないし36文字目の各部分であるとの回答があった。

(イ) また、実施機関は、上記第4の2(2)カのとおり、「県の標準工期に関する内容」を公にすることにより、本件河川法違反事案における行政指導に係る事務の手順や判断の際に重視する点が公になることにより、今後、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

そこで、以下においては、当該各部分ごとに、同号該当性について判断することとする。

(ウ) まず、「5 打合内容」欄の24行目の32文字目ないし25行目の37文字目の部分については、本件撤去の期限を決定する上での参考事例として記載されているものと解されるところ、当該部分のうち、25行目の11文字目及び12文字目、同行の17文字目及び18文字目、同行の27文字目及び28文字目並びに同行の36文字目及び37文字目の部分については、公にすることにより、同種の河川法違反事案における土砂の撤去の期限が推測され、上記アの本件指導情報及び上記イの本件実施機関対応状況の不開示情報に該当すると認められる部分と同様に、実施機関における今後の河川管理上の監督処分等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該部分は、同号に該当すると認められる。

しかし、本件標準工期情報のうち、同欄の24行目の32文字目ないし25行目の10文字目、同行の13文字目ないし16文字目、同行の19文字目ないし26文字目並びに同行の29文字目ないし35文字目の部分については、これらを開示したとしても、実施機関における今後の河川管理上の監督処分等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、同号には該当せず、開示すべきである。

(エ) 次に、同欄の26行目の32文字目ないし27行目の15文字目の部分についても、上記(ウ)と同様に、本件撤去の期限を決定する上での参考事例として記載されているものと解されるところ、当該部分のうち、26行目の32文字目及び33文字目、27行目の1文字目ないし5文字目及び同行の11文字目ないし14文字目の部分につい

ては、公にすることにより、同種の河川法違反事案における土砂の撤去の期限が推測され、上記アの本件指導情報及び上記イの本件実施機関対応状況の不開示情報に該当すると認められる部分と同様に、実施機関における今後の河川管理上の監督処分等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該部分は、同号に該当すると認められる。

しかし、本件標準工期情報のうち、同欄の26行目の34文字目ないし39文字目、27行目の6文字目ないし10文字目並びに同行の15文字目の部分については、これらを開示したとしても、実施機関における今後の河川管理上の監督処分等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、同号には該当せず、開示すべきである。

- (オ) 次に、同欄の32行目の21文字目ないし36文字目の部分については、本件撤去の期限を決定する際の直接的な根拠が記載されているものと解される所、当該部分のうち、21文字目及び22文字目の部分については、公にすることにより、本件河川法違反事案及び同種の河川法違反事案における撤去の期限が推測され、上記アの本件指導情報及び上記イの本件実施機関対応状況の不開示情報に該当すると認められる部分と同様に、実施機関における今後の河川管理上の監督処分等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該部分は、同号に該当すると認められる。

しかし、本件標準工期情報のうち、同欄の32行目の23文字目ないし36文字目の部分については、これらを開示したとしても、実施機関における今後の河川管理上の監督処分等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、同号には該当せず、開示すべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件処分に係る上記の各判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

### 4 付言

上記1(5)で述べたとおり、実施機関が、本件開示請求に係る行政文書として本件報告・連絡書を特定したことは、妥当ではない。

また、本件処分に係る行政文書部分開示決定通知書の別紙の表の記載についても、本件報告・連絡書のどの部分が、どの理由により不開示とされたのか、審査請求人において了知することが困難なものとなっており、適切なものとは言い難い。

よって、今後、実施機関においては、開示請求に係る行政文書を的確に特

定するとともに、部分開示決定を行う場合には、不開示の部分と不開示の理由の対応関係が開示請求を行った者において了知することができる記載を行うなど、適切な事務処理を行うことが望まれる。

## 5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和4年	11月	1日	諮問	受理
令和5年	7月	26日	審査	(令和5年度第4回審査会第一分会)
令和5年	8月	30日	審査	(令和5年度第5回審査会第一分会)
令和5年	10月	20日	審査	(令和5年度第7回審査会第一分会)



## 別表

番号	不開示部分（「5 打合内容」欄）	開示相当部分
1	7行目の10文字目ないし13文字目	全て
2	7行目の21文字目ないし31文字目	25文字目ないし31文字目
3	7行目の40文字目ないし8行目の8文字目	全て
4	9行目の21文字目ないし37文字目	全て
5	10行目の5文字目ないし9文字目	全て
6	11行目の13文字目ないし17文字目	全て
7	11行目の27文字目ないし13行目の28文字目	12行目の24文字目ないし33文字目 13行目の20文字目ないし28文字目
8	15行目の3文字目ないし12文字目	全て
9	15行目の20文字目ないし37文字目	
10	15行目の41文字目ないし16行目の29文字目	16行目の23文字目ないし29文字目
11	17行目の17文字目ないし18行目の1文字目	
12	18行目の6文字目ないし22文字目	
13	19行目の6文字目ないし9文字目	全て
14	19行目の22文字目ないし32文字目	全て
15	19行目の40文字目ないし20行目の12文字目	
16	20行目の29文字目ないし33文字目	全て
17	20行目の40文字目ないし21行目の7文字目	全て
18	21行目の16文字目ないし26文字目	
19	21行目の35文字目ないし22行目の4文字目	
20	22行目の10文字目ないし19文字目	
21	23行目の9文字目ないし10文字目	全て
22	29行目の11文字目ないし18文字目	15文字目ないし18文字目
23	29行目の23文字目ないし34文字目	
24	31行目の16文字目ないし32文字目	全て
25	32行目の40文字目ないし43文字目	42文字目ないし43文字目
26	33行目の18文字目ないし31文字目	27文字目ないし31文字目
27	34行目の6文字目ないし15文字目	全て
28	35行目の7文字目ないし10文字目	
29	35行目の18文字目ないし25文字目	全て
30	35行目の29文字目ないし38文字目	全て
31	36行目の2文字目ないし4文字目	
32	37行目の24文字目ないし39文字目	全て
33	39行目の12文字目ないし20文字目	
34	39行目の27文字目ないし32文字目	
35	40行目の23文字目ないし37文字目	全て